各産業廃棄物処理業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の処理体制の 維持について(依頼)

このことについて、令和4年2月2日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物 規制課から別添1のとおり事務連絡がありました。

本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症対策に関して、①社会機能維持のために必要な事業に従事する者(社会機能維持者)の待機期間の見直し(※)、②廃棄物処理事業継続計画の策定及び円滑な産業廃棄物処理体制の確保、③クラスター等発生時における環境省への情報提供について記載されています。

つきましては、当該事務連絡の内容を確認の上、廃棄物の適正な処理及び処理業 務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

なお、産業廃棄物処理に係る新型コロナウイルスに関する情報(事業継続体制(感染防止策、人員が不足した場合の対策、発生後の対応等)の構築等)については、 県ホームページに随時掲載しております(これまでの通知等も掲載)ので、県ホームページを適時確認し、情報を入手していただきますようお願いします。

県HPアドレス https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/50770.html

※ ①に係る問合せは各保健所ではなく、熊本県健康福祉部健康局健康危機管理課 (096-333-2630) 宛て行っていただきますようお願いします。

【別添】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の処理体制の維持について て(令和4年2月2日付け 環境省)
- 2 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」 (令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正))の周知について(令和4 年1月28日付け 内閣官房)

熊本県環境生活部環境局

循環社会推進課

担当:山崎、谷口

電話: 096-333-2278

FAX: 096-383-7680